

香美町高齢者等生活環境改善事業を実施します。 (エアコン設置補助)

コロナウイルス感染症予防対策のため自宅で過ごされる時間が長くなっておられる香美町にお住いの「後期高齢者のみの世帯」「重度障害者のおられる世帯」の方へ環境改善事業として、エアコン設置費用の補助を行います。

○補助金額 エアコン設置費用 1台あたり10万円
(10万円に満たない場合は実費を上限、千円未満切捨)

○事業対象者

- ①後期高齢者世帯(75歳以上の方のみの世帯) 1世帯1台を上限
- ②重度障害者のおられる世帯 1対象者あたり1台を上限

本事業における重度障害者	身体障害者	1級又は2級
	療育手帳	A判定
	精神障害者保健福祉手帳	1級

○交付条件

- 1) 町内事業者が行うエアコン設置工事であること。
(機器購入・設置の他、電気工事など設置に関する付帯工事を含む)
- 2) 町の徴収金に滞納がないこと。
(町税、介護保険料、上下水道料金、町営住宅使用料金 など)
- 3) 対象となる方が常時使用する部屋であること。
(日中の大半をお過ごしになる部屋、寝室など)

○申請書提出先 福祉課または各地域局健康福祉係
申請に必要な物

①交付申請書
②見積書
③エアコン設置予定箇所の写真
④各種手帳の写し(重度障害者の場合のみ、対象の方全て)

○申請書提出期限 令和2年10月30日(金)必着

※ 必ず交付決定後に工事着手してください。交付決定の前に設置したものは事業の対象外となります。

Q 町外の量販店で購入・設置した場合は、対象となるか？

A 対象とならない。

町内事業者による設置（購入・設置）を対象としております。
町外の量販店やインターネットによる購入は対象外です。
なお、町外業者から購入された機器を町内事業者に設置していただく場合は、設置経費のみ事業の対象とすることができます。

Q 現在設置している機器の更新でも対象となるか？

A 対象となる。

更新の他、対象となる方が常時使用する空間であれば追加設置することも可能です。ただし、更新の場合に発生する「撤去費用」や「廃棄処分に関する経費」は事業の対象となりませんので、見積書に含めないようご注意ください。

Q ポータブルエアコンなど運搬可能な機器やウインドエアコンも対象か？

A 対象とならない。

持ち運び可能な機器および窓枠に設置するウインドエアコンは対象となりません。“建物の壁等に固定されるもの”が対象です。
対 象：工事を必要とし、建物（壁等）に固定されるエアコン
対象外：ポータブルエアコン、冷風機、冷扇機、ウインドエアコン

Q 後期高齢者世帯（75歳以上）とは、住民票を残したままグループホームに入居している配偶者等についても年齢要件が適用されるか？

A いいえ。実際に自宅に居住しておられる方で判断します。

グループホームや施設入所しておられ、生活の中心が自宅に無い方は世帯としてみなしませぬ。ただし、入院中のご家族や住民票の移動を伴わない単身赴任中の家族などがおられる場合は、同一世帯として判断します。

Q 家屋は同一でも世帯分離している場合は、別世帯として判断されるか？

A 同一世帯として判断します。

同一家屋で暮らしておられる方で判断しますので、世帯分離されていても同一世帯として判定することとなります。
反対に、住民票上では同一世帯の場合でも生活が分離されている（屋根が接しておらず、台所、お風呂などの生活空間がそれぞれの家屋で完結している）場合は、本事業の対象として申請することができます。